

受動喫煙防止対策 について

改正健康増進法と大阪府受動喫煙防止条例について

大阪市健康局 健康推進部 健康づくり課

改正健康増進法（2020年4月全面施行）

望まない受動喫煙の防止を目的として、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外での喫煙を禁止するとともに、当該施設の管理権原者が講ずべき措置等を定めた健康増進法の改正（2018年7月）が行われました。



出典：厚生労働省「なくそう望まない受動喫煙」webサイト

大阪府受動喫煙防止条例（2025年全面施行）

大阪府では、府民の健康の保持増進に向けた一層の受動喫煙の防止に向けた対策として、条例を制定（2019年3月）しました。

大阪府子どもの受動喫煙防止条例（2018年12月施行）

子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です、社会全体で子どもを受動喫煙から守り、府民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、条例を制定（2018年12月）しました。



出典：大阪府の受動喫煙防止対策

健康増進法の一部を改正する法律における 3つの基本的な考え方（改正の趣旨）

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。

- 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす**
受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度の現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。
- 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮**
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。
- 【基本的考え方 第3】施設の種類・場所ごとに対策を実施**
「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の種類・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、標示の義務付などの対策を実施する。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

出典：厚生労働省「なくそう望まない受動喫煙」webサイト

法令施行スケジュール

改正健康増進法
大阪府受動喫煙防止条例

改正法、条例に違反する4箇条の対象となることにもなります。
20歳未満の方は、喫煙エリアへの立ち入り禁止です。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
対象								
全ての方	1/24 喫煙する際の周囲の状況への配慮を義務化							
第1種施設 学校 学童園・児童館 行政機関等	7/1 敷地内禁煙 屋外に喫煙場所を設置できる 4/1 敷地内全面禁煙 屋外に喫煙場所を設置しないことに努める							
第2種施設 オフィス 事業所 飲食店 すべての施設	4/1 原則屋内禁煙 喫煙専用施設置可 [経過措置]次の条件すべてに該当する場合は、店内禁煙が喫煙が喫煙可です -2020年より1日付付で、事業業、11月付付 -個人経営の総売上金5,000万円以下の飲食店 -客席面積100㎡以上の飲食店 4/1 従業者を雇用する飲食店は原則屋内禁煙に努める 4/1 経過措置で喫煙可能 2020年より11月付付以下の飲食店は 喫煙専用施設置可							

第一種施設

(学校等関係、医療提供施設、児童福祉施設等関係、
行政機関の庁舎等)

出典：大阪府ホームページ

第一種施設の規制内容

2020年4月～敷地内全面禁煙【条例】（2019年7月～敷地内禁煙）

- 屋内は全面禁煙です（喫煙設備を設けることはできません）。
- 敷地内（屋外含む）に喫煙設備を設けないよう努めて下さい。

例外措置について

例外として、主に換機を中心とする施設（精神科、終末期医療を提供する病院）など、利用者への一定の配慮が必要な施設や特別な事情がある場合は、施設管理者の判断で屋外に国の要件を満たす喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することが可能となっています。

＜特定屋外喫煙場所の設置要件＞

第一種施設の屋外の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な以下の措置がとられた場所のこととします。

喫煙をすることができる場所が区画（喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することが必要。例えばパーテーションや線引き（等による区画））されていられ、喫煙をすることができる場所であることを記載した標識を掲示すること。

第一種施設を利用する者が通常立ち入りしない場所（例えば建物の裏や屋上等）に設置すること。

施設管理者の責務

喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。（違反時の罰則：50万円以下の過料）

喫煙者への喫煙の中止等の要求

喫煙禁止場所で喫煙している（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退去を求めよう努めなければなりません。（努力義務）

出典：大阪府ホームページ

第二種施設

（第一種施設以外の多数の人が利用する施設）

出典：大阪府ホームページ

第二種施設（第一種施設以外のその他多数の人が利用する施設）の規制内容

2020年4月～原則屋内禁煙【喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能】

- 屋内は規制の対象外です。
- ただし、喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙を生じさせない場所とすよう配慮しなければなりません。

対象施設

2人以上の人が利用する施設（第一種施設を除く）
 （例）オフィス、事業所、ホテル、旅館、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、美容院、娯楽施設など

＜規制の適用除外＞

居住又は宿泊を行う私的な利用の場所については、「人の居住の用に供する場所」として、法・条例規制の対象外です。
 （例）職員寮の居室、ホテルの客室など、多床室、相部屋や共用部は多数の人が利用する場所であるため、適用除外の場所にはあたりません。

施設管理者の責務

喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。（違反時の罰則：50万円以下の過料）

喫煙者への喫煙の中止等の要求

喫煙禁止場所で喫煙している（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退去を求めよう努めなければなりません。（努力義務）

喫煙室の設置について

屋内に喫煙室を設置する場合には、下記の2つのタイプにより、どちらか、もしくは両方を選択し設置することができます。喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立ち入りは禁止となります。

喫煙専用室

加熱式たばこ専用喫煙室

出典：大阪府ホームページ

想定される喫煙室設置パターン1 「喫煙専用室」

「喫煙専用室」を設置して下さい。
 （たばこを吸うための喫煙室）

Point

- 喫煙専用室内では、飲食など喫煙以外のことはできません。（自動販売機の設置もできません。）
- 屋内の一部の場所に設置が可能です。施設の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。
- 吸うことができるたばこ：紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

出典：大阪府ホームページ

想定される喫煙室設置パターン2 「加熱式たばこ専用喫煙室」

「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置して下さい。
 （加熱式たばこを吸いながら、喫煙以外のことができます）

Point

- 加熱式たばこ専用喫煙室では、喫煙以外のこともできます。
- 屋内の一部の場所に設置が可能です。施設の全部の場所を加熱式たばこ専用喫煙室とすることはできません。
- 広告や宣伝を行う時は、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置している旨を明らかにして下さい。
- 吸うことができるたばこ：加熱式たばこのみ

出典：大阪府ホームページ

「喫煙専用室」、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置した施設管理者の責務

1. 喫煙室の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。（違反時の罰則：50万円以下）

＜喫煙室からの煙の流出防止措置（＝技術的基準）＞

出入口において喫煙室の外側から内側に入る空気の流れが0.2m/秒以上であること
 たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
 たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

➢ 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙室と隣接階を分け取扱いも可能です。（→7ページ参照）

➢ 2020年4月1日に既に存在している建築物で、施設管理者の責めに帰することができない理由（1）により技術的基準を満たすことが困難な場合は、当該喫煙室において、たばこの煙を十分に屋外に排気するための必要な措置（2）を講ずることにより、一般の基準（上記の～）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができるとして、一定の経過措置が設けられています。

➢ ただし、経過措置を利用する場合においても、出入口における風速0.2m/秒以上の確保及び壁・天井等による区画が、「一般の基準」に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止するために必要です。

（1）新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合など。
 （2）次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効果的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。脱煙機能付有機化合物の除去率が95%以上であること。当該装置により排気され、室外に排気される空気における浮遊粒子状物質の濃度が15mg/m³以下であること。
2. 20歳未満の人の立ち入りについて

喫煙できる場所には、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、20歳未満の人は立ち入れません。

出典：大阪府ホームページ

3. 標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、**喫煙できる場所の出入口とその施設の主な出入口のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません**。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。
【違反時の罰則：50万円以下の過料】

	喫煙専用室の出入口に表示	当該施設等の主たる出入口に表示
記載が必要な事項	専ら喫煙をすることができる場所である旨 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	喫煙専用室が設置されている旨 喫煙可能室の名称(喫煙専用室、喫煙可能室)及び場所(喫煙専用室、喫煙可能室)の名称
記載が必要な事項	加熱式たばこのみ喫煙をすることができる場所である旨 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨	加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨 喫煙専用室の名称(喫煙専用室、喫煙可能室)及び場所(喫煙専用室、喫煙可能室)の名称

標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkoukuni/judoikitsuen/tabakonoru2.html>
標識の複製等もありません。必要事項が記載されておれば結構です。

出典：大阪府ホームページ

4. 従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講じなければなりません。
他の関係法令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設内の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に表示する必要があります。

5. 広告・宣伝（加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合）

広告や宣伝を行う時は、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置している旨を明らかにして下さい。
 この広告・宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合に、明瞭かつ正確に表示して下さい。

Q & A	Question	Answer
Q	大堂や階段等の第一種施設の場合に第二種施設がある場合、喫煙可能室はどちらになるのか？	第二種施設の部分についても、第一種施設の規制が適用されます。 <small>（ただし、施設の構造や利用者が明確に異なる場合や施設が明確に区分されている場合は、それぞれ施設区分の規制が適用になります。）</small>
Q	複合施設（ショッピングモールや家電量販店等）の場所に第一種施設（喫煙可能室等）がある場合は、喫煙可能室はどちらになるのか？	当該第一種施設に限り、第一種施設の規制が適用されます。
Q	施設管理者とどのような人が該当するのか？	施設における喫煙を助長する行為の取組について、その方針の把握、決定を行う立場にある方になります。 <small>また、専業主、現場の管理を行っている方も該当します。例えば、店長、施設長、工場長やいくつかの店舗を担当しているエリアマネージャーなどが該当します。</small>
Q	競技場など一部に喫煙可能室がある場合は、屋外になるのか？	外気流入が期待される場所（屋根が有り、側壁により風が半分は上覆われている部分は屋内となります。壁等の材質は関係ありません）の構造を指しているのが条件です。 <small>ただし、飲食店のテラス席については、店内に煙が流入しないよう構造が半分は上覆われていない場合であっても店内の構造を壁やガラスなどで覆われている場合は、屋外と見做されている場合は、屋内となります。</small>

出典：大阪府ホームページ

飲食店の経過措置

2020年4月～原則屋内禁煙【喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能】

▶ 経営規模の小さい既存飲食店は経過措置があります（喫煙可能室設置可）。

飲食店の定義 飲食営業許可を受けており、設備を設けて客に飲食をさせる施設をいいます。

経過措置の要件

- 条件1：2020年4月1日時点で、経営している飲食店
- 条件2：個人経営又は資本金5000万円以下の飲食店
- 条件3：客席面積100㎡以下の飲食店

↓

府条例により2025年4月から経過措置要件は客席面積30㎡以下の飲食店となります。

喫煙を選択した経営規模の小さい既存飲食店は、**2020年3月31日（火）までに** 大阪市若生衛生監視事務所（受動喫煙防止対策担当）に喫煙可能室設置施設の届出をして下さい。
届出書については大阪府ホームページでダウンロードできます。

支援制度について
 国の喫煙対策に関する飲食店に対しては、府の支援制度があります。
大阪府の喫煙対策に関するお問い合わせ先

2022年4月～従業員雇用飲食店原則屋内禁煙(府条例)
 従業員を雇用する飲食店は、客席面積に関わらず原則屋内禁煙に努めなければなりません。



出典：大阪府ホームページ

全ての方

出典：大阪府ホームページ

全ての方を対象とする責務

多数の人が利用する施設では、喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室などの**喫煙可能な場所以外**は「**喫煙禁止**」となります。

- ▶ 喫煙禁止場所で喫煙をした場合、30万円以下の過料が科されます。
- ▶ さらに、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下の過料が科されます。
- ▶ 喫煙禁止場所以外で喫煙をする際にも、周囲に受動喫煙を生じさせないよう配慮をお願いします。

Point

- 喫煙設備のあるお店は標識でわかるようになります。
喫煙専用室など、喫煙可能な設備を設置している飲食店やホテル、複合施設は、標識の掲示が義務づけられています。標識を確認して、喫煙できるかどうかを見分けて下さい。
- 喫煙可能な場所は、20歳未満の人は立入禁止です。
20歳未満の人は、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙できる場所には立ち入りません。
- 周りの人たちに望まない受動喫煙を生じさせないよう努めましょう。
とりわけ子どもは自らの意思で受動喫煙を避けることが困難です。子どもの周囲では、特に受動喫煙を生じさせないよう注意して下さい。

出典：大阪府ホームページ

罰則について

出典：大阪府ホームページ

罰則について

改正健康増進法の規定

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表 命令	過料（ 2 ）
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	（ 1 ）	（命令に限る）	（30万円以下）
	紛らわしい標識の掲示禁止・標識の汚損等の禁止			（50万円以下）
施設等の管理者	喫煙器具・設備等の撤去等*			（50万円以下）
	喫煙室の基準適合			（50万円以下）
	施設要件の適合（喫煙目的施設に限る）			（50万円以下）
	施設標識の掲示			（50万円以下）
	施設標識の撤去			（30万円以下）
	書籍の保存（喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る）			（20万円以下）
	立入検査への対応			（20万円以下）
20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*			-	
広告・宣伝（喫煙専用室以外の喫煙室設置等に限る）*				-

*を付した項目は、事実上現場の管理を行っている方に義務が発生します。

- （ 1 ） 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をとする前に違反者に対して、指導により対応し、その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。
- （ 2 ） 本法条における「過料」とは、罰金並みの「過料」であり、法律科金を課税するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続により決定される。

大阪府受動喫煙防止条例の規定

義務違反者に対して、罰則（5万円以下の過料）を適用。

出典：大阪府ホームページ

大阪市受動喫煙防止対策コールセンター

電話 06 - 6244 - 7600

FAX 06 - 6244 - 7077

受付方法：電話またはファックスにてお問い合わせください。

受付時間： 平日の午前9時00分から午後5時30分
土曜日・日曜日・休日・年末年始を除く

